

検討委員会からのお知らせ

- ・エナメル質初期う蝕管理加算（+260 点）を算定した月は、機械的歯面清掃処置（歯清）やフッ化物洗口指導加算（F 洗）やフッ化物歯面塗布処置（F 局）の算定はできません。
- ・同一初診中における同一歯に対する充填とシーラントの算定について
 - ①同日の場合は、どちらか主となる処置での算定となります。
 - ②先に CR 充填を行い後日、別窩洞にシーラントを行った場合は、充填とシーラントをそれぞれ算定できます。この場合「CR 充填後、別窩洞にシーラント」等の摘要欄記載をお願いします。
 - ③先にシーラントを行い後日、別窩洞に CR 充填を行った場合は、シーラントと KP での算定となります。この場合「シーラント後、別窩洞に CR 充填」等の摘要欄記載をお願いします。※同月内であっても②と③の取扱いで算定していただいて差し支えありません。
- ・感染根管処置や抜髄に対する浸麻料（30 点）や麻酔薬剤料の算定は、たとえ同時に歯肉息肉や歯肉ポリープの除去を行った場合であっても不可となります。ただし同時に歯の破折片除去を行った場合については麻酔薬剤料のみ算定可能となります。
病名「歯の破折 - Per」「歯の破折 - Pul」
- ・根管貼薬時に必要があつて行われた浸麻については、浸麻料（30 点）と麻酔薬剤料の算定は可能です。